

府中市地域公共交通に関する運賃協議会設置要領（案）

令和7年 月 日

（趣旨）

第1 この要領は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項に定める協議を行うため、府中市地域公共交通に関する運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2 運賃協議会は、法第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について、協議するものとする。

（構成員）

第3 運賃協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 第2に掲げる運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 府中市地域公共交通協議会規則（令和2年12月府中市規則第64号）第2条第4号及び第5号に掲げる者
- (3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (4) 府中市の職員

2 法第21条第2号の規定による乗合旅客の運送に関する運賃を協議する場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者を構成員とするものとする。

（会長）

第4 運賃協議会の会長は、第3第4号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、運賃協議会を代表する。

（会議）

第5 運賃協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は互選により定める。

2 運賃協議会は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運賃協議会の議事は、出席する構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 構成員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。

5 会長は、運賃協議会の協議結果について、府中市地域公共交通協議会に報告する。

（会議の公開）

第6 運賃協議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき又は協議会が公開しない旨を決定した場合は、この限りでない。

（庶務）

第7 運賃協議会の庶務は、府中市都市整備部計画課において処理する。

(雑則)

第8 この要領に定めるもののほか運賃協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和7年 月 日から施行する。